

熊谷市上下水道部水道課からのお知らせ！

申請書類の押印見直しについて

熊谷市上下水道部水道課では、申請の際の負担軽減することを目的として、水道課へ提出される申請書のうち、慣例的に求めている押印について、令和3年4月から押印の義務付けを見直します。

このことに伴い、水道課へ提出していただく書類の様式が変更になります。

なお、変更前の様式による用紙については、当分の間、これに所要の調整をして使用することができます。

※一部の様式は、新しい様式で市水道課のホームページに掲載してありますのでご活用ください。

※熊谷市給水装置工事施行要領につきましては、次回改正時に変更いたします。

○水道課で定める申請書のうち押印の見直しをした申請書等の一覧

- ・給水装置工事設計審査申請書
- ・給水装置工事検査申請書
- ・給水開始申込書
- ・給水管等無償譲渡申請書
- ・直結給水システム事前協議書
- ・直結直圧給水に関する承諾書（新設・既設）
- ・直結増圧式給水に関する承諾書（新設・既設）
- ・直結増圧式給水装置管理責任者等選任（変更）届
- ・既設配管の材質報告書
- ・給水装置工事に伴う給水材料の支給申請書

【変更例】 ○ 押印見直し箇所

給水装置工事設計審査申請書

給水装置工事設計審査申請書		水道課管理用紙			
		係	係長	副課長	課長
工事場所 熊谷市	番地	受付	第	号	審査
フリガナ	加入者分担金	円	手	数	料
給水装置所有者	工事の種類	円	等	受	検
給水方法 <input type="checkbox"/> 直圧 <input type="checkbox"/> 受水槽 <input type="checkbox"/> 3階直圧 <input type="checkbox"/> 増圧(F)	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 止水栓				
用途 <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 営業 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 官公署等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 給水管(φ) <input type="checkbox"/> 消火栓 <input type="checkbox"/> 臨時				
熊谷市水道事業給水条例に基づき給水装置の工事を申し込みます。施行については、熊谷市水道事業給水条例、熊谷市水道事業給水条例施行規程等の関係法規を遵守します。なお、給水装置については、私（給水装置所有者）が責任をもって管理いたします。					
令和 年 月 日					
熊谷市長 宛					
申請者（給水装置所有者）					
住所 番地					
(フリガナ)					
氏名 電話					
関係権利者	土地所有者の承認	住所	番地		
	氏名				
委任	私（申請者）は、本給水装置の工事に関する一切を下記の熊谷市指定給水装置工事業者に委任します。				
	熊谷市指定給水装置工事業者	住所	番地		
工事業者	氏名				
	主任技術者氏名				
水栓番号		給水区			
本管の口径		熊谷・大里・東沼・江南			
分水の口径		量水器口径			
φ		φ			

上下水道部水道課保管

給水装置工事検査申請書・給水開始申込書

給水装置工事検査申請書		水道課管理用紙			
		係	係長	副課長	課長
熊谷市長 宛	令和 年 月 日				
(熊谷市指定給水装置工事業者)					
住所 番地					
氏名					
下記の工事について、熊谷市指定給水装置工事業者規程第15条第1項の規定により、完了検査を申請します。					
記		水栓番号			
受付年月日・番号	令和 年 月 日 第 号				
工事場所					
工事種別	新設・改造・修繕・撤去・止水栓・給水管・消火栓・臨時				
工事申請者（所有者）					
完了年月日	令和 年 月 日				
主任技術者氏名（確認者）					
熊谷市指定給水装置工事業者					
()		受付	令和 年 月 日 第 号	水栓番号	
給水開始申込書		熊谷市長 宛			
給水装置設置場所 (フリガナ)	熊谷市	番地			
使用者	住所		請求書送付先		
給水装置所有者	氏名		熊谷市指定給水装置工事業者		
代理人名	住所		住所		
	氏名		氏名		
上記のとおり給水を開始したいので申し。また、給水計量装置として量水器1個を借受保管いたします。但し、これを毀損し、又は欠した場合は、熊谷市水道事業給水条例の規定により、その代金を賠償します。					
製造業者	口径	メーター番号	取付時指針	出庫年月日	検定満期
量水器	φ mm		m	令和 年 月 日	令和 年 月
※出庫日で使用 開始 ・ 中止 上下水道部経営課保管					